平成30年（2018年）10月発行

勤労者ニュース No.56

編集・発行　豊中市市民協働部 くらし支援課
〒560-0022　豊中市北桜塚2−2−1（生活情報センターくらしかん内）
TEL 06-6858-6863　FAX 06-6858-5095　E-Mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

ご挨拶

豊中市長
長内　繁樹

日頃は、本市の労働行政の推進に格別のお力添えを賜り、厚くお礼申しあげます。

現在、我が国は、有効求人倍率が高い水準で維持されている一方で、少子高齢化の進展により、従業員を新たに雇用することが難しく、人手不足が深刻な問題となり、女性やシニアの活躍が求められているところです。また、新卒者などの若年労働者の非正規雇用の増大や、非正規と正規の格差が拡大し、正規労働者への労働負荷が過重となる中、仕事と生活の調和を意味するワークライフバランスの取組みや考え方が重視され、働き方の見直しとともに、働く人の意識改革も進められています。

本市といたしましては、高齢者の多様な就業ニーズに対応するため平成28年に豊中商工会議所などと「とよなか生涯現役サポートセンター」を立ち上げ、シニア世代への就業支援や、活躍できる場の提供をしております。また、就職困難者などへの就労支援や、これまでの地域就労支援センターや無料職業紹介所に加え、本年4月に地方版ハローワーク機能を持つ「豊中しごとセンター」を開設しました。

今後も、勤労者一人ひとりが充実したくらしを実現できるよう、雇用・就労施策に取り組んでまいりますので、勤労者および事業主の皆様には、引き続きご理解・ご協力いただきますようよろしくお願い申しあげます。

今号の内容

庄内駅前に豊中しごとセンターを開設・・・・・・・・・・・・・・2
（仮称）南部コラボセンター事業が進んでいます・・・・・・・・・3
ノー残業、ワーク・ライフ・バランス推進月間・・・・・・・・・・3
大阪府内の最低賃金が改定されました！・・・・・・・・・・・・・4

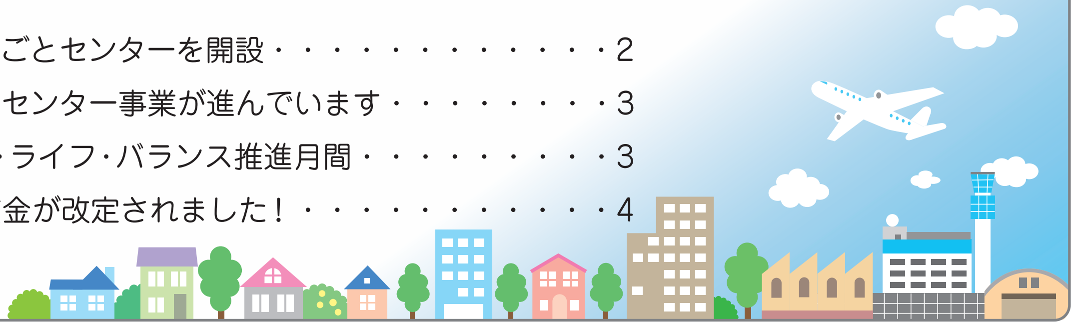

庄内駅前に「豊中しごとセンター」を開設

若者からシニアまでのさまざまな世代の求職者に、それぞれのライフスタイルに合わせた求人情報や就職支援などのサービスを提供する「豊中しごとセンター」を4月に開設しました。同センターは、阪急宝塚線庄内駅東口から東へ約60メートルの庄内駅前庁舎2階にあり、無料職業紹介所、豊中市シルバー人材センター、とよなか生涯現役サポートセンターの3機関の機能が備わっています。事業所向けのサービスも実施していますので、ぜひご利用ください。

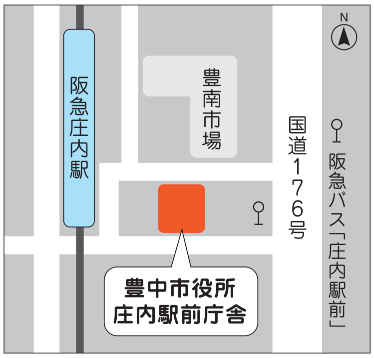

「豊中しごとセンター」のホームページ

阪急庄内駅東側にあり、1階の「豊中市役所 庄内駅前庁舎」という看板が目印

来所した求職者は、仕事の相談やハローワークの求人情報の閲覧ができます

とよなか生涯現役サポートセンターについて

厚生労働省の「生涯現役促進地域連携事業」の受託団体で、豊中市・社会福祉法人豊中市社会福祉協議会・豊中商工会議所・シニアワークセンターとよなか・公益社団法人豊中市シルバー人材センターで構成しています。豊中市が住宅都市である強みをいかし、生活関連分野などにおいてシニア世代の仕事・社会参加の場を創出し、シニアの活躍を応援しています。シニア層を採用したい事業所と就労意欲のあるシニア層をつなぐマッチング支援や、シニア活用の事業所向けセミナーなどの事業を平成28年（2016年）10月から実施。市内に拠点のある企業には、以下のサービスを提供しています。

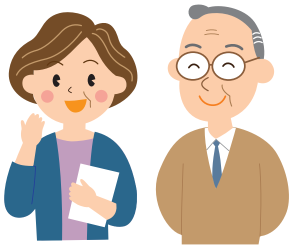

① シニア活用セミナー

シニア活用を検討の企業の皆さんに向け、具体的な好事例紹介やシニア活用の助成金についてのセミナーを開催しています。

② 専門家派遣

経験豊富なシニア人材を活用し、企業の皆さんが抱える課題を解決するため社会保険労務士や中小企業診断士、経営コンサルタントなどの外部専門家を派遣します。

③ 合同企業説明会、おしごとカフェ

シニア人材を活用したい企業の皆さんによる合同企業説明会や、シニアと企業のお互いがコミュニケーションを図りながら互いの理解を深めるおしごとカフェを開催しています。

お問い合せ先

とよなか生涯現役サポートセンター“Sサポ”
電話 06-6152-7662　FAX 06-6152-7663　E-Mail info@s-sapo.net

（仮称）南部コラボセンター事業が進んでいます

豊中市は、「子どもに夢を！ 地域に輝きを！ 南部地域がまとまる、つながる、元気になる」をキャッチフレーズに、市南部地域の公共施設と教育環境を再編し、地域のきめ細やかなネットワークと、地域外や多様な事業者ともつながる大きなネットワークをつくり、南部地域を元気にするための拠点施設・（仮称）南部コラボセンター事業を進めています。

予定開設場所：庄内幸町４丁目の現第六中学校敷地
開設予定時期：平成34年度（2022年度）中の予定

「マチじゅうコラボ」のホームページ

労働会館について

同センターの開設後、労働会館（豊中市三和町１丁目１番63号）の機能は同センターへ引き継がれる予定です。なお、労働会館は働く人をはじめ、広く市民の福祉の増進と文化の向上を図るための施設で、会議、集会、研修、地域の親睦などにご利用いただけます。
労働組合が利用する場合は、優先申し込みや利用料の減免もあります。

「労働会館」のホームページ

日出町の交差点西側、阪急バス本社（車庫）の南側にある３階建ての建物

大人数での社内研修などに利用できる３階の集会室

研修やセミナーなどに便利な第２会議室

November
11月は

ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間です

我が国は少子高齢化に伴う生産年齢人口減少や働く方々のニーズの多様化などの課題に直面しており、また、近年では長時間労働や過重労働による過労死も問題になっています。こうした中、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、本年６月、働き方改革関連法が成立しました。今後、長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくすること等によって、多様なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みをより一層推進していく必要があります。このため、大阪府と厚生労働省大阪労働局は、11月を「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」に設定し、「ノー残業デー」の実施など時間外労働の削減、休暇の取得促進、テレワークの促進等を次のように呼びかけることにより、ワーク・ライフ・バランスの実現・休み方改善を促進する気運の醸成を図ります。

- **定時退社を心がけ、時間外労働の削減に取り組みましょう。**
  〜特定の日や曜日に「ノー残業デー」を設定し、定着させましょう〜
- **年次有給休暇の取得を促進しましょう。**
  〜土日・祝日にプラスワン休暇して連続休暇を取得しましょう〜

大阪府内の最低賃金が改定されました！

件　名	時間額	効力発生年月日
大阪府最低賃金	936円	平成30年（2018年）10月1日

最低賃金は、大阪府内の事業所で働く すべての労働者に適用されます。

- 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。ただし、次の方は「特定最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。
  1. 18歳未満または65歳以上の方
  2. 雇入れ後3か月未満の技能習得中の方
  3. 清掃または片付けの業務に主として従事する方

  （注）特定最低賃金の適用除外について、業種によっては上記の他にも除外対象があります。詳しくは大阪労働局ホームページ「大阪府の最低賃金のお知らせ」ページをご確認ください。

- 最低賃金に次の賃金は含みません。
  1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）
  3. 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
  4. 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金
- 最低賃金法の違反については罰則があります。
- 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度（業務改善助成金制度）があります。また、全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2％以上増額した場合に助成を受けることのできるキャリアアップ助成金制度もあります。

お問い合せ先　**大阪労働局　労働基準部　賃金課　電話 06-6949-6502**
または、最寄りの労働基準監督署へお問い合せください。

中小企業などの働き方改革を応援する「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」もご活用ください

　働き方改革に積極的に取り組む中小企業等事業者の皆様を支援する相談窓口を設けています。上記の業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの相談も行っています。
予約制により平日午後5時～7時や、土曜日午後1時～5時の相談も可能です。

住所：大阪市北区茶屋町1-27　ABC-MART ビル5階
電話：0120-791-149（受け付けは月曜～金曜日 <祝日を除く> の午前9時～午後5時）
ホームページ：http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-oosaka/